

輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務に係る 企画コンペティション募集要領

令和 8 年 9 月 3 日 制定
新潟県農林水産部食品・流通課

1 業務の概要

(1) 業務名

輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務

(2) 目的

新潟県産農林水産物の輸出拡大に向け、輸出に関心のある生産者等を対象に、対象国に対する直接輸出を輸出専門家（※1）の伴走支援のもとで試行し、輸出に取り組む生産者等の裾野拡大と輸出ノウハウの習得による自走を目指す。

※1 民間企業等において農林水産物・食品の輸出実務経験があり、農林水産物・食品分野の輸出に関する専門的知識を有する者

(3) 業務内容

別紙「輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで

2 取組対象国・地域及び見積限度額

対象国・地域（※2）		見積限度額
A	【選択】 香港・台湾・シンガポール	7,000 千円 消費税、地方消費税及び現地諸税等を含む
B	【必須】 アメリカ	

※2：取組実施国は、Aの中から1か国以上（取組実施可能な国・地域を参加申込書に記入すること）、Bは必須とし、委託決定後、県と協議の上最終決定する。

3 資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 農林水産物・食品の輸出に知識を有する専門家の確保ができ、かつ事業者に対するアドバイスや販路開拓支援を実施した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づ

- く破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

- (ア) 別紙様式 1 「企画コンペティション参加申込書」
- (イ) 別紙様式 2 「会社概要」
- (ウ) 別紙様式 3 「類似業務実績一覧表」
- (エ) 輸出専門家プロフィール（任意様式）
- (オ) 直近の県税納税証明書（新潟県の県税の納入義務を有する者のみ）

イ 申込期限

令和 8 年 9 月 17 日（木）正午必着

ウ 申込先

書類提出先に同じ

エ 申込方法

電子メール

※ 件名を「県産農林水産物トライアル輸出伴走支援参加申込み」とすること

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和 8 年 9 月 18 日（金）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

5 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式 4 「企画コンペティション質問事項」を電子メールにより提出すること。

※ 件名を「県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務質問」とすること。

※ 電話での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 10 日（木）正午

(3) 回答方法

令和 8 年 9 月 14 日（月）までに新潟県ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類 各 5 部（正本 1 部、副本 4 部）及び電子データ（PDF）

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 企画概要
- ② 企画内容（詳細）
- ③ 実施スケジュール
- ④ 実施体制

- (イ) 提案書はA4版横、横書き、左綴じホチキス止めとし、表紙に「輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務」と標記し、余白に会社名を表示すること。
- (ウ) できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。
- (エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (オ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 見積書

- (ア) 通貨は日本円（円払い）とし、消費税、地方消費税及び現地諸税等を含め記載すること。
- (イ) 企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。
- (ウ) 宛名は「新潟県知事 花角 英世」宛てとし、住所、法人名、代表者名を記載の上、代表者印を押印（正本のみ）すること。
- ※「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先の記載があれば、代表者印の押印は不要。

(2) 提出期限等

期 限：令和8年10月8日（木）正午 必着

提出先：書類提出先に同じ

方 法：紙媒体のものは持参又は郵送、電子データはメールにより提出するものとする（郵送の場合は提出期限必着）。

7 審査要領

(1) 審査方法

下記の審査基準に基づき審査し、提案を受けた企画の中で、事業効果が見込まれるものから順に予算の範囲内で採択する。

(2) 評価基準

審査項目		審査の視点	配点
提案内容	全体	事業目的を理解し、輸出に取り組む生産者等の裾野拡大と輸出ノウハウの習得による自走が期待できる内容である。	10
	試験輸出に係る伴走支援	(1) 試験輸出取組者個々の輸出経験や取組国、輸出品目等に応じて、市場動向等の基礎事項の習得や、事前準備から試験輸出までの一連を伴走的に支援する内容となっている。	20
		(2) 輸出品目や輸出先に応じ、参加事業者の成約に繋がる可能性の高い輸出事業者やバイヤーの確保ができる。	15
		(3) 商談後のフォローアップに当たり、適切なアドバイスができる。	15
		(4) 商談で支援した輸出品目について、トライアル輸出を実施し、その結果を分析し適切にフィードバックできる。	20
事業実施能力	組織・運営体制	類似業務の実績があり、本業務に対する専門知識・ノウハウを有した輸出専門家を配置している。	10
		業務や報告、協議等を円滑に行うことができる業務遂行体制が整備されている。	5
費用対効果		提案内容と見積額を比較考量し、費用対効果が期待できる。	5
			100

8 審査結果の通知

審査の結果は、提案者それぞれに対して文書で通知する。

9 日程（予定）

実施日	内容
9月3日（木）	公募開始（新潟県ホームページに掲載）
9月10日（木） 正午	質問締切
9月14日（月）	質問に対する回答（新潟県ホームページに掲載）
9月17日（木） 正午	参加申込締切
9月18日（金）	参加資格の審査・確認結果通知
10月8日（木） 正午	企画書提出期限
10月中旬	企画内容等審査、委託事業者決定

10 契約の締結

県は、最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 担当課（書類提出先・問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班（新潟米担当） 担当：平山

TEL：025-280-5427

E-mail：ngt060040@pref.niigata.lg.jp

12 その他の留意事項

- （1）企画提案書等の作成や提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- （2）企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- （3）提出された企画提案書等は返却しない。
- （4）失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書等を提出した者

参考：地方自治法施行令

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参

加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。